

山口県立下関武道館 利用料金減免等基準

平成30年4月1日

専用使用

| 区分 | 内 容 | 減免率 |
|----|--|-----|
| 1 | 児童、生徒若しくは学生（学校教育法に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。）が使用する場合 | 50% |
| 2 | 体育の振興を目的とする公共的団体がアマチュアスポーツに使用する場合 | |
| 3 | 準備又は撤去のために使用する場合 | |
| 4 | 公益上特に必要があると認めるときその他特別な理由があると認める場合 | 50% |
| | (1) スポーツによるまちづくり、又は体育並びに文化の振興を目的とし、営利若しくは宣伝を目的としない活動で次のいずれかに該当する場合 | |
| | ① スポーツによるまちづくりを目的とする公共的団体が使用する場合 | |
| | ② 体育、文化の振興を目的とする公共的団体が使用する場合 | |
| | ③ 県や市町が主催（市町が参画する実行委員会による場合も含む）、共催若しくは後援する行事 | |
| | ④ 県内の障がい者の団体が使用する場合 | |
| | ⑤ 幼稚園又は保育園の幼児が教育上使用する場合 | |
| | ⑥ 市長が施設の使用促進を目的として使用する場合 | |
| | ⑦ スポーツによるまちづくりを目的として市長が運営する協議会に所属する団体が、スポーツ又は文化の振興を目的として使用する場合 | |
| | ⑧ その他市長が特別な理由があると認めるとき | |

個人使用

| | | |
|---|--|-----|
| 1 | 下関市内に居住する65歳以上の者が使用するとき（面貸しの施設にあっては、使用する者全員が下関市内に居住する65歳以上の者であるときに限る。） | 50% |
| 2 | 山口県高等学校体育連盟下関支部、山口県高等学校野球連盟下関支部、下関市中学校体育連盟又は下関市スポーツ少年団に属する生徒が練習するとき | |
| 3 | その他市長が特別の理由があると認めるとき | |